



対象建材・設備に関する登録及び運用マニュアル

対象建材・設備
ホームエレベーター
衝撃緩和畳

2019年4月18日版

次世代住宅ポイント事務局

目 次

はじめに	2P
1. 事業スキームとメーカー等の役割	3P
2. 対象製品型番（建材・設備）の登録	4P
3. 性能証明書等の発行	5P
4. 注意事項	7P
5. 対象となる製品の基準	8P
6. ホームエレベーター	10P
6-1. 提出書類一覧	11P
6-2. 対象製品登録申請様式	12P
6-3. 性能証明書サンプル	13P
7. 衝撃緩和量	14P
7-1. 提出書類一覧	15P
7-2. 対象製品登録申請様式	16P
7-3. 性能確認チェックシート	17P
7-4. 性能証明書サンプル	18P
8. 資料	20P
8-1. 発行ポイント数	21P
8-2. 登録スケジュール (2回目以降)	22P

はじめに

- 本書は、「次世代住宅ポイント制度」の改修・設置工事において、対象となる建材・設備の登録及び、登録後の運用に関するマニュアルです。
- 「次世代住宅ポイント制度」の対象となる建材・設備を登録できる者は、製造物責任法（PL法）に規定する「製造業者等」に準じます。本書では以下、「メーカー等」といいます。
- メーカー等の皆様は、「次世代住宅ポイント制度」におけるメーカー等の役割をご理解いただき、建材・設備の登録及び、登録後の運用についてご協力をお願いいたします。

対象となる工事と建材・設備の一覧

改修・設置工事	建材・設備	対象となる住宅の種類		製品登録	証明書類(※1)	発行パターン (P5参照)	
		リフォーム	新築				
開口部の断熱改修	ガラス交換	ガラス	○	×	必要	性能証明書	A
	内窓設置	内窓	○	×	必要	性能証明書	A
	外窓交換	外窓	○	×	必要	性能証明書	A
	ドア交換	ドア	○	×	必要	性能証明書	A
外壁、屋根・天井又は床の断熱改修	断熱材(ボード・マット系・畳床)		○	×	必要	納品書(指定書式)	B
	断熱材(吹込み・吹付け)		○	×	必要	施工証明書(指定書式)	C
エコ住宅設備の設置	太陽熱利用システム		○	×	必要	性能証明書	A
	節水型トイレ		○	×	必要	納品書 対象製品証明書(指定書式)	D
	高断熱浴槽		○	×	必要	性能証明書	A
	高効率給湯機		○	×	必要	納品書 対象製品証明書(指定書式)	D
	節湯水栓		○	×	必要	納品書 対象製品証明書(指定書式)	D
バリアフリー改修	手すりの設置	*****	○	×	不要	*****	-
	段差解消	*****	○	×	不要	*****	-
	廊下幅等の拡張	*****	○	×	不要	*****	-
	ホームエレベーターの新設	ホームエレベーター	○	×	必要	性能証明書	A
	衝撃緩和畳の設置	衝撃緩和畳	○	×	必要	性能証明書	A
家事負担軽減に資する設備	ビルトイン食器洗機		○	○	必要	納品書 対象製品証明書(指定書式)	D
	掃除しやすいレンジフード		○	○	必要	納品書 対象製品証明書(指定書式)	D
	ビルトイン自動調理対応コンロ		○	○	必要	納品書 対象製品証明書(指定書式)	D
	浴室乾燥機		○	○	必要	納品書 対象製品証明書(指定書式)	D
	掃除しやすいトイレ		○	○	必要	納品書 対象製品証明書(指定書式)	D
	宅配ボックス		○	○(※2)	必要	性能証明書	A

※1 申請には、この他に工事写真が必要。

※2 新築の共同住宅の場合、共用部に設置される宅配ボックスは対象外。

1. 事業スキームとメーカー等の役割

①事業スキーム

- ・「次世代住宅ポイント制度」の改修・設置工事は、事前に「次世代住宅ポイント事務局」（以下、事務局といいます）に登録された建材・設備が、対象となる住宅の工事に使用されたことを確認して、施主（申請者）にポイントが発行されます。

②対象製品（建材・設備）の登録

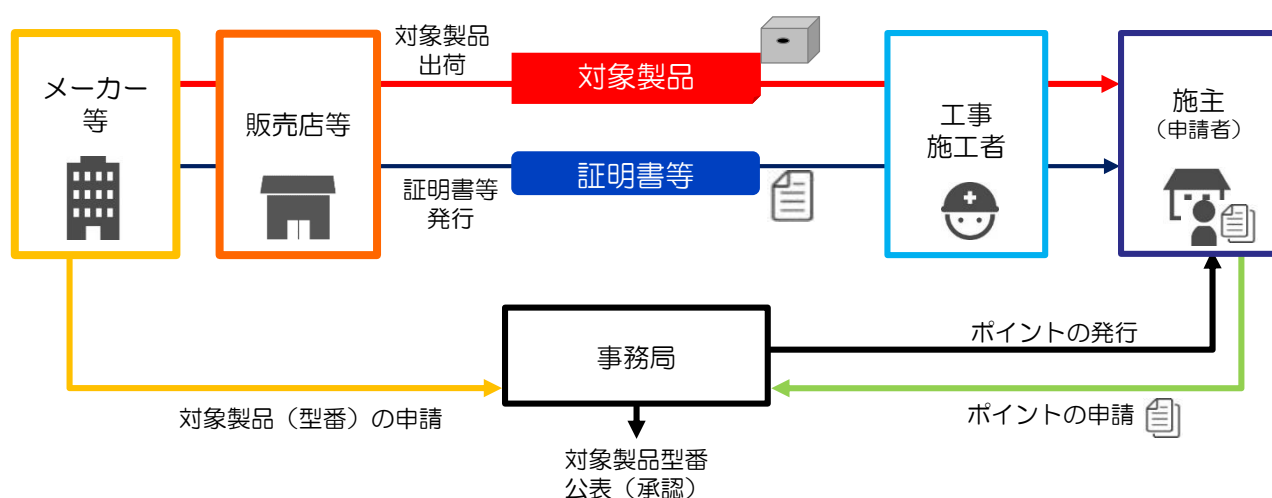
- ・メーカー等は、対象となりうる建材・設備の型番と性能を事前に事務局へ申請し、審査を受け、登録する必要があります。
- ・登録された建材・設備は、型番と共に事務局ホームページに対象製品として公表されます。

③性能証明書等の発行

- ・メーカー等は、対象製品が出荷または設置された際に性能証明書を発行します。性能証明書は、ポイント申請に必要な書類のため、施主（申請者）に届くようにする必要があります。
- ・また、性能証明書以外の証明書類で運用している製品（2頁参照）は、販売店や工事施工者が証明書等を発行する場合があります。

④周知の義務

- ・メーカー等は、自社製品を扱う流通事業者、卸業者、工事施工者等が、対象となる製品や型番を認識できるよう情報を提供するとともに、証明書の発行手続きや必要性について周知する必要があります。



2. 対象製品型番（建材・設備）の登録

①登録申請スケジュール

- ・初回（第1回）の型番登録スケジュールは下記の通りです。
- ・締切り後、審査を経て、対象となった型番は事務局ホームページで公表されます。
- ・型番登録は制度期間中、複数回実施する予定です。第2回以降のスケジュールは、巻末の資料頁でご確認ください。

■第1回型番登録スケジュール

【受付開始】2019年3月 8日（金）10:00から
【締め切り】2019年3月28日（木）13:00まで
【公表】2019年4月23日（火）予定

②登録方法

- ・各メーカー毎、製品カテゴリー毎に、対象となりえる製品情報を登録します。
- ・登録に必要な指定様式は、事務局ホームページからダウンロードし、必要事項を記入してください。
- ・その他の必要書類と合わせて、事務局に電子メールで提出してください。
- ・必要書類の詳細は、各製品の提出物一覧をご確認ください。

③登録申請先（送り先）

kenzai@jisedai-points.jp

④電子メール送信時のルール

- ・メールのタイトル

断熱材_登録/ABC工業

① ②

- ① = 建材・設備名
- ② = 企業名（株式会社、(株)等は不要）

- ・添付ファイルのタイトル

YYY_20190312_02.xls

① ② ③

- ① = メーカーコード
 - ② = 送信日の日付8桁
 - ③ = 同日内に複数回ファイルを送信する場合、何個目かを付記
- ※このタイトルは、2019年3月12日の2つ目のファイルを表しています。
※提出済みの申請内容を修正する際は、ファイルのタイトル頭に【修正】と付記してください。（例）【修正】YYY_20190312_02.xls.

⑤メーカーコードがわからない場合

- ・製品登録申請には、メーカーコードが必要です。
- ・工業会に属さないメーカーがはじめて製品登録する際は、登録を希望する旨、担当者名、連絡先（電話番号）を記入し、下記のようにタイトルをつけてメールを送付してください。

窓製品メーカーコード付与申請/XYZ工業

① ②

- ① = 建材・設備名
- ② = 企業名（株式会社、(株)等は不要）

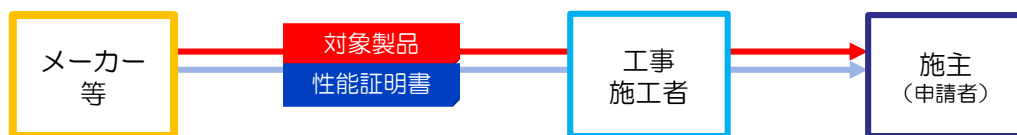
3. 証明書等の発行①

□対象建材・設備毎に発行する証明書類は以下の4パターン（A～D）に分類されます。（2頁参照）

(A) 性能証明書

以下のいずれかの方法で、メーカー等が性能証明書を発行する。
発行方法は各メーカーが判断し運用する。

【1WAY発行】対象製品を出荷する際、製品に同梱して発行する。



【2WAY発行】対象製品を出荷後、現場から設置情報等をフィードバックさせて発行する。



※工事施工者からの写真や情報などで、正しく設置されていることを確認してから、メーカー等が性能証明書を発行。

①	発行者	メーカー等
②	宛先	なし
③	書式	自由書式（推奨サンプルは各製品の頁を参照）
④	主な必須事項	メーカー名・製品名・型番・通し番号

(B) 納品書【指定書式】※断熱材（ボード・マット・畳）

①	発行者	卸業者（直前店：工事施工者に納入した者）
②	宛先	工事施工者（施主と工事請負契約している者）または施主
③	書式	指定書式（事務局ホームページよりダウンロード）
④	主な必須事項	施工邸名、メーカー名、製品名、型番、断熱区分、出荷量

(C) 施工証明書【指定書式】※断熱材（吹付け・吹込み）

①	発行者	吹付け・吹込み施工業者
②	宛先	工事施工者（施主と工事請負契約している者）または施主
③	書式	指定書式（事務局ホームページよりダウンロード）
④	主な必須事項	施工邸名、メーカー名、製品名、型番、断熱区分、施工使用量

3. 証明書等の発行②

(D) 納品書 + 対象製品証明書【指定書式】

- ・納品書は、主に販売店等が工事施工者へ対象製品を納品した際に発行する。
- ・対象製品証明書は、工事施工者が納品書に記載されている、**該当する製品型番が判別できるようにペン等で丸く囲み**、正確に転記したうえで、必要事項を記入し、発行する。
- ・工事施工者は、納品書と対象製品証明書をあわせて施主（申請者）に渡す。

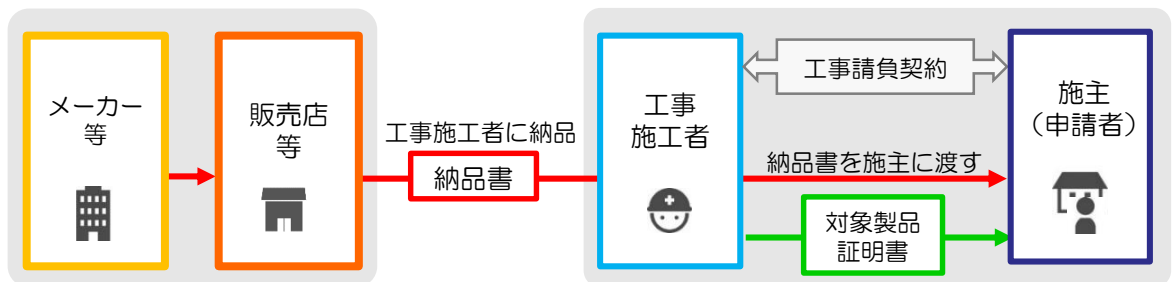
【納品書】

① 発行者	メーカー等、卸業者、販売店等、下請施工者
② 宛先	工事施工者（施主と工事請負契約している者）または施主、下請事業者
③ 書式	自由書式
④ 主な必須事項	型番

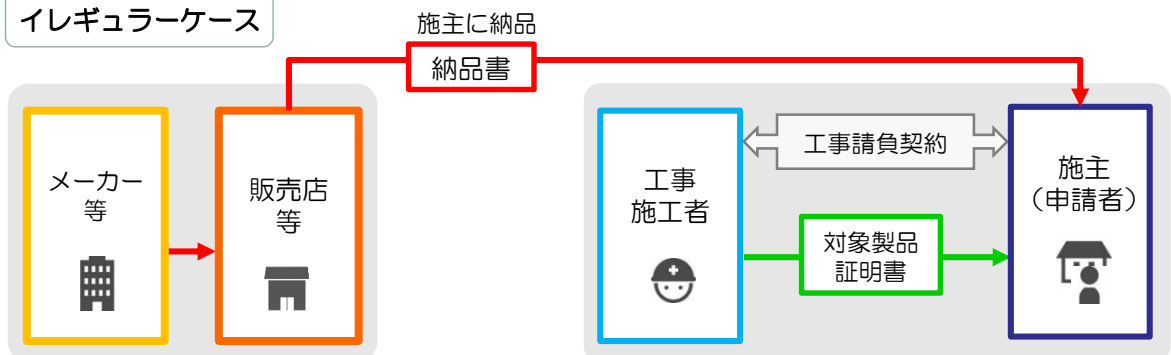
【対象製品証明書】

① 発行者	工事施工者（施主と工事請負契約している者）
② 宛先	施主
③ 書式	指定書式（事務局ホームページよりダウンロード）
④ 主な必須事項	施工邸名、メーカー名、型番

通常のケース



イレギュラーケース



※施主が工事施工者以外から対象製品を購入し、工事施工者に設置を依頼する場合、納品書は販売店等が施主に発行した納品書を添付する。

なお、その場合も「対象製品証明書」の発行は、工事施工者が行う。

4. 注意事項

①登録に関する注意事項

- 登録申請された製品は、審査を経て、事務局ホームページへの公表をもって対象製品となります。審査の結果、対象製品として認められない場合は、事務局から連絡します。
- 登録申請様式の「製品情報の対外非公表を希望する」の欄に○印を記入した場合は、製品情報が事務局ホームページに公表されません。なお、「対象製品リスト掲載可能日」と「製品情報の対外非公表を希望する」の欄は、**いずれか1つに記入**してください。（両方の欄に記入があるとエラーになります。）

②対象製品を広報する際の注意事項

□次世代住宅ポイントロゴについて

- 次世代住宅ポイントのロゴは、事務局ホームページからダウンロードして使用することができます。
- 次世代住宅ポイントのロゴは、対象製品以外の告知に使用することはできません。
- 色や文字等の変更など、ロゴデザインを変更することはできません。
- 自社のロゴマークと組み合わせて、一体化するなどの加工はしないでください。

□広報する際の表現について

- 登録された製品を、次世代住宅ポイント対象製品として広報することは任意とします。ただし、国土交通省がお墨付きを与えたかのような誤解を生む表現を用いることは認められません。

(例) 国土交通省 認定製品 ×
国土交通省 推奨製品 ×
国土交通省 登録事業者 ×

③その他注意事項

- 対象製品を販売するメーカー等が、元請けとなり、自社の対象製品を用いて自ら工事をする場合は、本制度の対象となりません。
- 本制度の建材・設備は、新品に限り、中古品は対象となりません。
- 本制度の建材・設備は、住宅に用いられるものが対象です。オフィス、ホテル等の業務用建築物に用いられる場合は対象となりません。

④一般からの問い合わせについて

- 申請者や工事施工者等から、対象製品に関する問い合わせが事務局にあった場合は、「問い合わせ窓口シート」（登録申請時の提出書類）に記載された問い合わせ先を案内します。各メーカーでのご対応をお願いいたします。

⑤メーカー等の皆様からの問い合わせ

- メーカー等の皆様からのご質問等は、下記宛にメールでお問い合わせください。

kenzai@jisedai-points.jp

次世代住宅ポイント事務局コールセンターは、申請者や流通事業者のための問い合わせ窓口です。

次世代住宅ポイント事務局コールセンターや、国土交通省へのお問い合わせはご遠慮ください。

5. 対象となる製品の基準

対象設備	基準
ホームエレベーター	人を運搬するエレベーターで、かごの天井の高さが2m以上のものであること。
衝撃緩和畳	畳床がJIS A5917 に規定する「衝撃緩和型畳床」と同等以上の性能を有すること。

6. ホームエレベーター

6-1. 提出書類一覧

■対象製品登録の際には下記の書類が必要です。

No.	書類名	書式		提出時の ファイル 形式	備考
1	担当者連絡先シート	事務局 指定書式	事務局HPより ダウンロード	Excel	※製品登録に関する担当者情報を記載する書類。 ※初回登録時のみ提出。
2	問合せ窓口シート	事務局 指定書式	事務局HPより ダウンロード	Excel	※申請者や施工事業者等からの問合せ窓口情報を記載する書類。 ※問い合わせ窓口は、事務局のホームページに掲載。 ※問合せ窓口を設置しないメーカーは製品登録不可。 ※初回登録時のみ提出。
3	製品情報（以下のいずれか1点） A) 製品のカタログ（PDF） B) Webカタログ（URL） C) 取り扱い説明書（PDF）		自社作成	左記	※該当資料の証明箇所が判りやすいように印等をする事。 ※要件を証明する際に1つの資料で確認できない場合は、複数の資料を提出すること。（補足資料として機器仕様書、外観図も可）
4	【様式A1】対象製品登録リスト （ホームエレベーター）	事務局 指定書式	事務局HPより ダウンロード	Excel	
5	かごの天井高さが確認出来る書類等		自社作成	PDF	※3の「製品情報」に高さの記載があれば不用。
6	品質管理規定を証明する書類 （以下のいずれか1点） A) JIS審査基準Aと同等の社内品質管理 規格が策定されている書類 B) ISO9001の認証の証明書 C) JISQ9001の認証の証明書 D) 型式部材等製造者認証		認証機関発行 または 自社作成	PDF	※初回登録時のみ必要。

○WEBカタログを資料として提出する場合は、対象製品がダイレクトに表示されるURLを記すか、対象製品が何ページにあるかを記したメモを付けてください。そうでない場合は、対象製品掲載ページをPDFにして送付してください。

○エビデンスを送付する際は、型番にリンクさせたファイル名を付けてください。

○容量が重いデータ（5M以上）を送付する際は、データ送信サービス等を利用してください。

6-2. 対象製品登録申請様式 ①

【様式A1】

入力見本

※赤字箇所が記入いただく項目になります。

1	2	3	4	5	6
メーカーコード	●製造・輸入業者名	●製品名・製品愛称	●製品型番	●かごの内法寸法	類似製品申請
KA	霞が関工業	霞が関シリーズ	■■■■■■■■	HHHH/WWWW/DDDD	

7	8	9	10	11
類似する製品型番	対象製品リスト掲載可能日	製品情報の対外非公表を希望する	製品基準	備考
			かごの天井高さが2m以上	
			○	

■記入の際の注意事項

製品リストは、電算処理を行いますので記入ルールをよくご確認の上、資料を作成してください。条件に従っていない場合はエラーとなりますのでご注意ください。

注1) 色が付いている項目（任意項目以外）は、原則すべて入力すること。（該当なしの場合は空白で可。）

注2) 数字は半角、英字は半角大文字で記入すること。不要なスペースは入力しないこと。

注3) 入力の起点（●列●行目）を変えず、書式フォーマットの変更（列の削除や追加）は行わないこと。また、行はあけずにつめて入力すること。

注4) 環境依存文字（②、Ⅱ、(株)、(有)、-等）を使用しないこと。関数（計算式）、参照・リンク（他ファイル、他シート）等は行わないこと。

注5) 製品リストの行が足りなくなった場合は、適宜、行の追加すること。

※先頭に”●”のある項目情報は、HP上で公表を行う

■修正時の注意事項

注1) 製品登録完了後に万が一修正が発生した場合は、修正部分の項目セルに必ず色付け（黄色）をし、修正部分ができるようにして再提出すること。

項目説明

項番	項目名	型	最大文字数	必須/任意	備考	HP上表示
1	メーカーコード	半角英数	3	必須		
2	製造・輸入業者名	文字	60	必須		●
3	製品名・製品愛称	文字	60	必須		●
4	製品型番	半角英数大文字	20	必須	例外的にハイフンは許可、他の型番と重複不可。	●
5	かごの内法寸法	半角英数大文字	20	必須	HHHH/WWWW/DDDD 形式で記入。mmで記入。	●
6	類似製品申請	文字	固定値	任意	類似製品申請する場合は「○」	
7	類似する製品型番	半角英数大文字	20	任意	類似製品の型番を記入	
8	対象製品リスト掲載可能日	日付	10	任意	YYYY/MM/DD 形式で記入 指定した日付以降に情報公開します。（指定した日付までは情報公開されません。） ※ホームページ掲載日は、別途スケジュールをお知らせします。	
9	製品情報の対外非公表を希望する	文字	固定値	任意	非公表:○、公表可能:ブランク ※ホームページ非公表から公表可能になった場合は、○印を削除して再提出してください。 「○」を入力した場合、情報は無期限に公開されません。 ※「○」を入力するとともに、項番8に日付を入力することはできません。	
10	製品基準	文字	固定値	必須	該当する場合は「○」	
11	備考	文字	60	任意	類似製品申請時は、その違いを備考欄に記入。	

6-3. 性能証明書サンプル

記載内容

	記載内容	必須	任意
タイトル	次世代住宅ポイント	○	
	性能証明書	○	
	ホームエレベーター	○	
必須項目	製品型番	○	
	製造番号(シリアルNo.) または 書類番号(通し番号)	○	
	事業者名(メーカー名)	○	
性能等	製品名		○
	かごの内寸法		○

サンプル

次世代住宅ポイント	性能証明書	ホーム エレベーター
製品型番		
書類番号(通し番号)		
1.製品名		
2.かごの内寸法		
事業者名(メーカー名) : _____		
備考		

7. 衝擊緩和量

7-1. 提出書類一覧

■対象製品登録の際には下記の書類が必要です。

No.	書類名	書式		提出時の ファイル 形式	備考
1	担当者連絡先シート	事務局 指定書式	事務局HPより ダウンロード	Excel	※製品登録に関する担当者情報を記載する書類。 ※初回登録時のみ提出。
2	問合せ窓口シート	事務局 指定書式	事務局HPより ダウンロード	Excel	※申請者や施工事業者等からの問合せ窓口情報を記載する書類。 ※問い合わせ窓口は、事務局のホームページに掲載。 ※問合せ窓口を設置しないメーカーは製品登録不可。 ※初回登録時のみ提出。
3	製品情報（以下のいずれか1点） A) 製品のカタログ（PDF） B) Webカタログ（URL） C) 取り扱い説明書（PDF）		自社作成	左記	※該当資料の証明箇所が判りやすいように印等をする事。 ※要件を証明する際に1つの資料で確認できない場合は、複数の資料を提出すること。（補足資料として機器仕様書、外観図も可）
4	【様式A1】対象製品登録リスト （衝撃緩和畳）	事務局 指定書式	事務局HPより ダウンロード	Excel	
JIS認証製品の場合					
5	JIS認証取得証明（衝撃緩和畳床）		認証機関発行	PDF	※JIS認証の証明書に「衝撃緩和畳」の製品型番や種類の記号などを記載すること。
JIS認証をしていない製品の場合					
6	性能評価（以下のいずれか1点） A) 第三者認証機関による試験結果 B) 自己適合宣言書		試験機関発行 または 自社作成	PDF	※Bの場合、JISQ17050-1（JISQ1000）に基づいた内容であり、 「A2 適合宣言書の様式例」を参照し作成すること。 ※必要に応じて、試験報告書の提出を求める場合がある。
7	性能確認チェックシート 【様式A2】性能確認チェックシート （衝撃緩和畳）	事務局 指定書式	事務局HPより ダウンロード	Excel	
自己適合宣言書で性能を評価する場合は以下が必要					
8	品質管理規定を証明する書類 （以下のいずれか1点） A) JIS審査基準Aと同等の社内品質管理 規格が策定されている書類 B) ISO9001の認証の証明書 C) JISQ9001の認証の証明書		認証機関発行 または 自社作成	PDF	※初回登録時のみ必要。

○WEBカタログを資料として提出する場合は、対象製品がダイレクトに表示されるURLを記すか、対象製品が何ページにあるかを記したメモを付けてください。そうでない場合は、対象製品掲載ページをPDFにして送付してください。

○エビデンスを送付する際は、型番にリンクさせたファイル名を付けてください。

○容量が重いデータ（5M以上）を送付する際は、データ送信サービス等を利用してください。

7-2. 対象製品登録申請様式

【様式A1】

入力見本

※赤字箇所が記入いただく項目になります。

1	2	3	4	5	6	7	8
メーカーコード	●製造・輸入業者名	●製品名・製品愛称	●製品型番	●製品タイプ (1量または半量を記入)	対象製品リスト 掲載可能日	製品情報の対外 非公表を希望する	備考
IRY	(有)山崎産業	ケアケア量	IRY180521T-H	半量			
IRY	(有)山崎産業	ケアケア量	IRY180521T-I	1量			

■記入の際の注意事項

製品リストは、電算処理を行いますので記入ルールをよくご確認の上、資料を作成してください。条件に従っていない場合はエラーとなりますのでご注意ください。

注1) 色が付いている項目(任意項目以外)は、原則すべて入力すること。(該当なしの場合は空白で可。)

注2) 数字は半角、英字は半角大文字で記入すること。不要なスペースは入力しないこと。

注3) 入力の起点(●列●行目)を変えず、書式フォーマットの変更(列の削除や追加)は行わないこと。また、行はあけずにつめて入力すること。

注4) 環境依存文字(②、Ⅱ、(株)、(有)、-等)を使用しないこと。関数(計算式)、参照・リンク(他ファイル、他シート)等は行わないこと。

注5) 製品リストの行が足りなくなった場合は、適宜、行の追加すること。

※先頭に"●"のある項目情報は、HP上で公表を行う

■修正時の注意事項

注1) 製品登録完了後に万が一修正が発生した場合は、修正部分の項目セルに必ず色付け(黄色)をし、修正部分がかかるようにして再提出すること。

項目説明

項番	項目	型	最大文字数	必須/任意	項目説明	HP上表示
1	メーカーコード	半角英数	3	必須		
2	製造・輸入業者名	文字	60	必須		●
3	製品名・製品愛称	文字	60	必須		●
4	製品型番	半角英数 大文字	15	必須	例外的にハイフンは許可、他の型番と重複不可。	●
5	製品タイプ	文字	固定値	必須	対象項目を選択	●
6	対象製品リスト掲載可能日	日付	10	任意	YYYY/MM/DD 形式で記入 指定した日付以降に情報公開します。(指定した日付までは情報公開されません。) ※ホームページ掲載日は、別途スケジュールをお知らせします。	
7	製品情報の対外非公表を希望する	文字	固定値	任意	非公表:○、公表可能:ブランク ※ホームページ非公表から公表可能になった場合は、○印を削除して再提出してください。「○」を入力した場合、情報は無期限に公開されません。 ※「○」を入力するとともに、項番6に日付を入力することはできません。	
8	備考	文字	60	任意		

7-3. 性能確認チェックシート

【様式A2】

登録する製品の情報

メーカーコード	●製造・輸入業者名	●製品名・製品愛称	●製品型番	製品タイプ
KA	霞が関工業	霞が関シリーズ	■■■■■■■■	半畳

性能確認チェックリスト

項目番号	試験項目	試験内容	試験結果記入欄
1	日常的な動作時の床の硬さ	JIS A 5917によること。	1.2
2	転倒衝突時の床の硬さ		50G
3	局部圧縮量		3mm
4	熱抵抗試験		

性能を証明するもの

種類	機関名
<input type="checkbox"/> 第三者試験機関等の確認試験結果書	-
<input type="checkbox"/> 第三者試験機関等の立会い試験結果書	-
<input type="checkbox"/> 第三者認証機関の認定書	-
<input type="checkbox"/> 自己適合宣言書	-

7-4. 性能証明書サンプル

記載内容

	記載内容	必須	任意
タイトル	次世代住宅ポイント	○	
	性能証明書	○	
	衝撃緩和量	○	
必須項目	製品型番	○	
	製品名	○	
	シリアルナンバー(通し番号)	○	
	事業者名(メーカー名)	○	
	半畳/1畳	○	
性能等	メーカー	○	
	製品名	○	

サンプル

次世代住宅ポイント

性能証明書シール台紙

衝撃緩和量

※シールは点線の枠内に1枚ずつ貼付してください。シールには下記内容が記載されている必要があります。
※申請に必要なシールの枚数は4.5畳分です。必要枚数分のみ下記の枠内に貼付してください。

<ul style="list-style-type: none"> ・製品型番 ・製品名 ・半畳/1畳 ・事業者名 ・シリアルNo. (通し番号) 		

現場住所

部屋番号

邸名

様邸

8. 資料

8-1. 発行ポイント数

	改修・設置工事	建材・設備	ポイント数		備考
①	開口部の断熱改修	ガラス	7,000/枚	大 1.4 m ² 以上	交換するガラスの枚数を乗じて算出
			5,000/枚	中 0.8 m ² 以上1.4 m ² 未満	
			2,000/枚	小 0.1 m ² 以上0.8 m ² 未満	
	内窓 外窓		20,000/箇所	大 2.8 m ² 以上	施工箇所数を乗じて算出
			15,000/箇所	中 1.6 m ² 以上2.8 m ² 未満	
			13,000/箇所	小 0.2 m ² 以上1.6 m ² 未満	
	ドア		28,000/箇所	開戸: 1.8 m ² 以上 引戸: 3.0 m ² 以上	
24,000/箇所			開戸: 1.0 m ² 以上1.8 m ² 未満 引戸: 1.0 m ² 以上3.0 m ² 未満		
②	外壁・屋根・天井 又は床の断熱改修	外壁	100,000/戸		
			50,000/戸	部分断熱	
		屋根・天井	32,000/戸		
			16,000/戸	部分断熱	
		床	60,000/戸		
30,000/戸	部分断熱				
③	エコ住宅設備の設置	太陽熱利用システム	24,000/戸		
		節水型トイレ	16,000/戸		「掃除しやすいトイレ」との重複は不可
		高断熱浴槽	24,000/戸		
		高効率給湯機	24,000/戸		
		節湯水栓	4,000/戸		
④	バリアフリー改修	手すりの設置	5,000/戸		
		段差解消	6,000/戸		
		廊下幅等の拡張	28,000/戸		
		ホームエレベーター	150,000/戸		
		衝撃緩和畳	17,000/戸	4.5畳以上	
⑤	家事負担軽減に 資する設備	ビルトイン食器洗機	18,000/戸		
		掃除しやすいレンジフード	9,000/戸		
		ビルトイン自動調理対応コンロ	12,000/戸		
		浴室乾燥機	18,000/戸		
		掃除しやすいトイレ	18,000/戸		「節水型トイレ」との重複は不可
		宅配ボックス	10,000/戸	住戸専用の場合は1戸あたり	
			10,000/ボックス	共用の場合はボックス数に乗じて算出。但しボックス数は20が上限	新築共同住宅の場合、住戸専用独立タイプのみ対象
⑥	耐震改修	150,000/戸			
⑦	リフォーム瑕疵保険加入	7,000/契約			
⑧	インスペクションの実施	7,000/戸			
⑨	若者・子育て世帯が既存住宅を購入して行う一定規模以上のリフォーム	100,000/戸			

※1申請あたり20,000ポイント未満のポイント発行申請不可。

8-2. 登録スケジュール（2回目以降）

2回目以降の型番登録スケジュールは下記の通りです。

■第2回型番登録スケジュール

【受付開始】2019年4月17日（水）10:00から
【締め切り】2019年5月14日（火）13:00まで
【公表】2019年6月4日（火）予定

■第3回型番登録スケジュール

【受付開始】2019年5月30日（木）10:00から
【締め切り】2019年6月19日（水）13:00まで
【公表】2019年7月9日（火）予定

■第4回型番登録スケジュール

【受付開始】2019年7月2日（火）10:00から
【締め切り】2019年7月22日（月）13:00まで
【公表】2019年8月8日（木）予定

■第5回型番登録スケジュール

【受付開始】2019年8月19日（月）10:00から
【締め切り】2019年9月4日（水）13:00まで
【公表】2019年9月25日（水）予定